

販売電力の見込みと実績（東北電力、第27回電気料金審査専門委員会7-3）

（単位：百万kWh，百万円，％）

		平成20年 改定	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		想定	実績	増減率 対平成20年改定	実績	増減率 対平成20年改定	実績	増減率 対平成20年改定	実績	増減率 対平成20年改定
供給約款	電力量	24,642	24,015	▲2.5	23,738	▲3.7	24,643	0.0	22,675	▲8.0
	料金収入	589,544	580,870	▲1.5	551,916	▲6.4	563,604	▲4.4	540,807	▲8.3
【再掲】 従量電灯	電力量	20,628	20,022	▲2.9	19,824	▲3.9	20,527	▲0.5	18,887	▲8.4
	料金収入	488,222	479,455	▲1.8	456,426	▲6.5	467,727	▲4.2	448,160	▲8.2
選択約款	電力量	4,596	4,733	3.0	5,355	16.5	5,956	29.6	6,102	32.8
	料金収入	64,270	68,494	6.6	72,132	12.2	79,742	24.1	87,271	35.8
【再掲】 時間帯別 電灯	電力量	2,779	2,990	7.6	3,579	28.8	4,272	53.7	4,562	64.2
	料金収入	36,846	41,097	11.5	46,302	25.7	55,825	51.5	64,149	74.1
規制部門 合計	電力量	29,238	28,748	▲1.7	29,093	▲0.5	30,599	4.7	28,777	▲1.6
	料金収入	653,814	649,364	▲0.7	624,048	▲4.6	643,346	▲1.6	628,078	▲3.9

販売電力の見込みと実績（四国電力、第27回電気料金審査専門委員会8-3）

（単位：百万kWh，百万円，％）

		平成20年 改定	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		想定	実績	増減率 ※対平成20年改定	実績	増減率 ※対平成20年改定	実績	増減率 ※対平成20年改定	実績	増減率 ※対平成20年改定
供給約款	電力量	8,936	8,855	▲0.9	8,430	▲5.7	8,750	▲2.1	8,172	▲8.6
	料金	208,476	209,064	0.3	194,048	▲6.9	199,369	▲4.4	190,711	▲8.5
【再掲】 従量電灯A	電力量	6,627	6,541	▲1.3	6,215	▲6.2	6,474	▲2.3	6,027	▲9.1
	料金	148,952	148,765	▲0.1	137,202	▲7.9	142,527	▲4.3	135,138	▲9.3
選択約款	電力量	2,599	2,656	2.2	2,899	11.5	3,293	26.7	3,435	32.1
	料金	35,813	37,765	5.4	40,078	11.9	45,895	28.2	49,911	39.4
【再掲】 季時別電灯	電力量	1,503	1,559	3.8	1,819	21.0	2,197	46.2	2,360	57.0
	料金	21,819	23,382	7.2	26,389	20.9	32,036	46.8	35,684	63.5
規制部門 合計	電力量	11,535	11,511	▲0.2	11,328	▲1.8	12,043	4.4	11,606	0.6
	料金	244,290	246,829	1.0	234,126	▲4.2	245,264	0.4	240,622	▲1.5

## [新料金体系への移行に向けた情報提供等について]

②⑥ プランの変更について、各消費者が試算できるよう、工夫しているか。各消費者の使用実績を基にした各プランの値上がり幅を周知しているか。

- 東北電力は「プランの変更については、当社ホームページの中の電気料金の値上げのご説明サイト内の『ご契約メニュー変更シミュレーション』により試算いただけるようにしている。また、各プランの値上がり幅の周知については、全戸に配布している電力ニュースにより、メニュー毎の代表的な使用実績による値上げ影響額を周知している。お客さまの使用実績を基にした値上がり幅については、社ホームページの中の電気料金の値上げのご説明サイト内の『電気料金値上げ影響額シミュレーション』により試算いただけるようにしている。さらに、当社コールセンターにおいて、お客さまからの個別の問合せに応じて、プランの変更や各プランの値上がり幅についての試算（試算表の郵送含む）を行っている」とのことである。
- 四国電力は「申請日に、当社ホームページ上に「値上げ申請に関するサイト」を開設し、お客さまご自身で契約内容や使用実績にもとづく「値上げ影響額」や「新料金メニューへの加入メリット額」を試算していただけるツールを掲載するとともに、お客さまから問い合わせがあった場合は、当社の担当者が試算し、口頭または文書によりお知らせしている。なお、検針時に全戸配布したリーフレットやホームページ上に、主な料金メニューのモデルによる値上げ影響額・率を掲載している」とのことである。

②⑦ 省エネ、節電のインセンティブが高まる料金メニュー等が設定されているか。オール電化やピークシフトメニューによる節電インセンティブや料金節約方法は分かりやすく説明されているか。また、供給約款料金と選択約款料金の設定において、消費者にとっての平等性が確保されているか。

- 査定方針案においては、「3段階料金制度においては、1段階料金はナショナルミニマムの観点から低廉な水準に、2段階料金は平均的な電気使用の観点から平均的な料金に、3段階は省エネの観点から割高な料金に設定されているが、今回の東北電力、四国電力の申請では、1・2段階格差率を縮小し、2・3段階格差率を拡大している。これは、①1段階の値上げ幅を抑制することは生活に必要な不可欠な電気の使用への影響を軽減すること、②3段階の値上げ幅を拡大することは需要対策の効果があることから、妥当と考えられる」としている。

【省エネ、節電のインセンティブが高まる料金メニュー等が設定されているか。】

- 東北電力は「主にご家庭向けの従量電灯においては、1段階料金はナショナルミニマムの観点から低廉な料金を、2段階料金は平均的な電気使用の観点から平均的な料金を、3段階は省エネの観点から割高な料金を設定する3段階料金を設定している。今回の申請においては、毎日の生活に必要な不可欠な電気の使用量に相当する第1段階の値上げ幅を抑制し、省エネルギー推進の観点から第3段階の値上げ幅を大きくしている。また、夏季のピーク抑制効果によりさらなる負荷平準化を図ることを目的に、平成25年7月1日に選択約款としてピークシフト季節別時間帯別電灯を導入した。ピーク時間（夏季の毎日13時から16時）の料金を昼間時間よりも割高に設定し、ピーク時間の節電インセンティブとするとともに、あわせて電気の使用時間を移行していただくことにより、電気料金の節約が可能となる」としている。

- 四国電力は、「ご家庭などで多くご契約いただいている従量電灯においては、ご使用量の増加に伴い料金単価が上昇する三段階料金制度を導入している。生活に必要な電気のご使用への値上げ影響を緩和するため、第1段階料金の値上げ幅を相対的に小さく設定する一方、省エネルギーを推進する観点から、第3段階料金の値上げ幅を大きく設定している。また、ピーク対応料金メニューとして、平成25年7月1日から、新しい選択約款「ピークシフト型時間帯別電灯」を導入した。夏季のピーク時間（7～9月の13時～16時）の電力量料金を割高とする一方、夜間（23時～翌朝7時）を割安としており、電気のご使用を夏季ピーク時間からそれ以外の時間に、または昼間時間から夜間時間に移行していただくことで、電気料金のご負担が軽減できる」としている。

【オール電化やピークシフトメニューによる節電インセンティブや料金節約方法は分かりやすく説明されているか。】

- 東北電力は、電気料金の節約につながる情報提供として、ホームページや全戸配布した東北電力ニュースを通じ、電気を効率よくお使いいただくための省エネや節電方法などについて紹介している。
- 四国電力は、省エネや料金節約方法について、「お客さまのご負担軽減につながる『節電・省エネ方法のご紹介』や『新料金メニューへの加入シミュレーション』など、お客さまへのお役立ち情報を、当社ホームページにおいて積極的に提供している」とのことである。

【また、供給約款料金と選択約款料金の設定において、消費者にとっての平等性が確保されているか。】

- 東北電力は「供給約款は、標準的な電気の使用を前提とした料金であり、従量電灯の3段階料金制や電力需要の季節別料金制などに基づき契約種別ごとに料金を設定している。選択約款は、負荷平準化や効率的な事業運営に資する電気の使用を前提とした料金であり、夜間時間帯の供給原価などに基づき料金を設定している。また、経済産業省令に基づき、規制部門に配分された原価と供給約款および選択約款の全体の収入が一致するように設定している」とのことである。
- 四国電力は「規制部門における契約種別ごとの料金単価は、従量電灯等における三段階料金格差や、低圧電力等における季節別格差などを考慮して設定しており、夜間料金（深夜電力、時間帯別電灯等）については、夜間時間帯の供給原価をもとに設定している。その上で、規制部門の料金は料金算定規則に基づき、規制部門に配分された原価と規制部門合計の料金収入が一致するようにしている」とのことである。
- 査定方針案においては、「選択約款の設定については、電気事業法上「設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合」に設定でき、供給約款及び選択約款による収入と総原価等が一致することが求められている。東北電力、四国電力の選択約款料金の単価については、ベースとなる供給約款、夜間の平均発電費用、過去の需要の実績等を基に設定されており、当該料金単価の設定によって供給約款単価が割高に設定されるといった事実は確認されなかった」としている。

(査定方針案該当箇所：P133、P134)

⑳ 対象となる消費者に応じた適切な方法で、新料金体系及び原価項目（公租公課も含む）の増減要因等を、事前に周知・説明することになっているか。

また、情報提供に当たっては、消費者の居住地に関わりなく、適時かつ公平に広報・周知体制が取られているか。

特に、東北電力においては、被災者・被災地に対し、今般の値上げ認可申請について、丁寧な説明と理解を得るための十分な努力をしているか。

さらに、値上げ認可申請の理解のため、消費者や消費者団体からの要望に応えるとともに、積極的に説明会等の開催を提案しているか。

○ 東北電力は、「申請以降、検針時に全戸配布する東北電力ニュースや電気ご使用量のお知らせ（検針票）の裏面等を通じて、料金値上げ申請に至った背景、申請内容、経営効率化への取組み等について幅広くお知らせするとともに、プレス発表の添付資料や電気料金審査専門委員会等での説明資料をホームページに掲載している。また、各種団体さま（消費者団体、経済団体、自治体等）に対しては申請後速やかに説明の場を積み重ねるとともに、詳細なご説明を希望される一般のお客さま、各種団体さまに対しても個別に訪問の上、丁寧な説明を実施しており、5月末までに、約4,600回、約13,000名に説明している。そのうち、消費者団体に対しては、値上げ申請以降、個別訪問や消費者団体が開催する勉強会や説明会への出席など、電気料金値上げ申請についてご理解いただくため、積極的に説明を行っており、5月末までに延べ約350団体、約2,700名に説明している。さらに、お電話でのお問い合わせのお客さまについては、当社コールセンターで専用窓口を設けている他、ホームページにおいてもメールによるお問い合わせを承っている。とりわけ被災地の自治体に対しては、申請後速やかにきめ細かな説明を行い、理解活動に注力している。また、被災者の方々を含め、詳細なご説明を希望されるお客さまに対しては個別にご訪問させていただき、丁寧な説明を実施し、ご理解いただくよう努めている」とのことである。

○ 四国電力は、「値上げ申請に至った背景、経営効率化の取り組み、値上げの内容等について、検針時にリーフレットを全戸配布することにより、広くお知らせするとともに、当社ホームページ上に「値上げ申請に関するサイト」を開設し、プレス発表時に添付した詳細な説明資料や電気料金審査専門委員会での説明資料を随時掲載するなど、より詳細かつタイムリーな情報提供を行っている。また、自治体、消費者団体、中小企業団体など、各種団体の皆さまに対しては、訪問等による丁寧な説明を実施しており（1,942団体）、消費者団体等については、本部にとどまらず、支部や会員等にも対象を広げ追加の説明会（約110団体、約2,000名）を開催している。さらに、お電話でのお問い合わせいただいたお客さまに対しても、各県のコールセンター内に専用窓口を設置し、丁寧にお応えするとともに、詳細な説明を希望されるお客さまに対しては、個別訪問による対応を実施している」とのことである。

○ 経済産業省としては、東北電力、四国電力に対しては、引き続き丁寧な周知・説明を求めてまいりたい。

⑳ また、消費者への負担に加えて、取引先、株主、金融機関等各ステークホルダーの負担についても定量的なデータを明示する等分かりやすく周知・説明することとしているか。

○ 東北電力は「電気料金の値上げによりお客さまに多大なご負担をお願いすることになるため、徹底した経営効率化を前提に料金原価を算定しており、その中で各ステークホルダーにも、様々な形でご負担をお願いすることとしている。役員については、平成23年11月から年収の最大20%の自主返上を実施しており、さらに平成24年12月からは最大40%まで深掘りし、減額後の水準で原価算入している。また、従業員についても、前回原価から23%減の642万円で原価算入している。取引先に対しては競争的発注の拡大などによる発注額の削減を、地域社会の皆さまに対しては寄付金や諸会費等の削減を実施していくこととしている。株主の皆さまには、前年度に引続き2年連続で無配とさせていただいているほか、1株当たり純資産も震災以降大幅な減少となっている。最後に、金融機関からの融資額は増加しているが、格付けが低下するなど財務リスクは高まっている」とのことである。

(億円/年)		
平成25～27年度(原価算定期間)		
お客さま	・値上げ申請 規制部門:11.41%, 自由化部門:17.74%	1,980
取引先	・競争拡大等による発注価格の削減 ・工事仕様・工法の合理化, 購入電力料の削減 ほか	650 (470)
地域社会	・寄付金, 諸会費等の削減	10
役員	・役員報酬の削減(最大40%)	320
従業員	・給料手当等の削減, 福利厚生制度, 退職金制度等の見直し ほか	
合 計		980 (800)

※( )内の数字は、費用換算後の値

配当等の状況 < 当社の発行済み株式数: 約5億株 >		
株 主	配 当	60円(震災前)→24年3月末期, 25年3月末期: 無配
	一株当たり純資産	平成22年度末: 1,397円 → 平成24年度末: 840円
		(累計) 600億円 2,800億円

		平成22年度	平成24年度
金融機関	格 付 <sup>※1</sup>	AA+ (震災前)	A+ (直近)
	年間借入額 <sup>※2</sup>	1,060億円	4,100億円

※1 R&Iの格付

※2 長期借入金

- 四国電力は「電気料金の値上げにより、お客さまには多大なご負担をお願いする一方、更なる経営合理化・効率化の実施を通じて、役員・従業員はもとより、取引先、株主等、各ステークホルダーにも、ご負担をお願いすることとしている。役員報酬については、年収を3割程度減額しており、申請原価にも減額後の水準で算入している。また、従業員においても、基準賃金や賞与のカットによる年収水準の引下げを実施しており、年収メルクマールの基準に沿って、現行水準から16%減となる645万円で原価に算入している。以上の取り組みについては、プレス発表や電気料金審査専門委員会の説明資料等で定量的なデータを公表しており、ホームページにも掲載している」とのことである。

		平成25～27年度平均	
お客さま	値上げ申請		
	・規制部門：平均10.94% ・自由化部門：平均17.50%		+250 +375
取引先	・仕様の見直しや競争発注の拡大による調達・取引価格の低減 ・工事内容や実施時期の見直し ・燃料費、購入電力料の削減 など		▲237 (▲172)
地域社会	・寄付金、諸会費等の削減		▲12
役員	・役員報酬：年収を3割程度減額		▲97
従業員	・基準賃金や賞与のカットによる年収水準の引下げ ・福利厚生制度の見直し など		
合 計			▲346 (▲281)

( ) 内の数値は、費用換算後の値

		配当の状況	
株 主	・配当：平成25年3月期決算：60円→0円		▲124

		平成22年度	平成24年度	※ R&Iの格付
金融機関	格 付※	AA+ (震災前)	AA- (直近)	
	長期借入金残高	2,655億円	3,205億円	

③⑩ (料金改定が認可される場合・料金改定後も) 消費者からの問合せ・苦情に対して、丁寧な説明(適切な場合には業務への反映)等消費者対応に万全を期しているか。

- 東北電力は「(認可された場合)出来る限り速やかに、検針時に全戸配布する東北電力ニュースや電気ご使用量のお知らせ(検針票)の裏面、ホームページ、さらには新聞への広告掲載などを通じて、料金値上げ・原価算定の概要、値上げ影響額、経営効率化への取組み等について幅広くお知らせしていく。また、各種団体さま(消費者団体、経済団体、自治体等)に対しては、申請時同様、速やかに説明を行うとともに、詳細なご説明を希望される一般のお客さま、各種団体さまに対しては個別訪問の上、丁寧な説明を実施していく。さらに、お電話でのお問い合わせのお客さまについては、引き続き、当社コールセンターで専用窓口を設けている他、ホームページにおいてもメールによるお問い合わせを承ることとしており、お問い合わせに対しても丁寧に対応していく。なお、お客さまからのお問い合わせが多いものは、よくあるご質問として当社ホームページに掲載しており、今後も適宜更新していく」とのことである。
- 四国電力は「申請日に、各県のコールセンター内に専用窓口を設置し、お客さまからのお問い合わせに対して丁寧にお応えするとともに、詳細な説明を希望されるお客さまに対しては、個別訪問による対応を実施しており、認可をいただいた場合も、引き続き、懇切丁寧な対応を実施していく。また、自治体、消費者団体、中小企業団体など各種団体の皆さまに対しては、値上げの検討開始を表明した昨年11月以降、訪問等による丁寧な説明を継続して実施しており、認可をいただいた際も、補正後の原価や値上げの内容等について、訪問等による丁寧な説明を実施していく。加えて、お客さまからのお問い合わせが多い事項については、ホームページの「よくあるご質問」に追加掲載しており、今後も随時追加掲載していく」とのことである。

## [資産売却等]

⑳ 保有する不動産や子会社等の株式、子会社等が所有する資産の売却について、積極的に行っているか。その進捗の公表を行っているか。

- 東北電力は「社有の宿泊・体育施設は全て廃止するとともに、土地・建物は業務に支障を来さない範囲で売却し、不使用資産の処分に取り組んできた。具体的には、平成10～23年度に土地約1,580画地、建物約470棟を、総額約209億円で売却しており、この内容については、年度決算発表時に経営概況の中で公表している。今後、処分できる物件は限られるものの、引き続き、収益の確保に向け不使用資産の積極的処分を進めていくこととしており、中期計画において、社宅・寮などの旧厚生施設を中心に42件の売却を進める予定としている。なお、売却の進捗については、今後も経営概況の中で公表する予定である。有価証券は、電気事業の円滑かつ効率的な運営に資するために、平成24年3月末時点で142銘柄720億円の株式を保有しているが、平成19年度以降の5年間で約30億円の保有株式を売却している。今後も、電気事業ならびに当社グループの安定的事業運営や企業価値向上に資することが見込まれないものなどについて、市場動向等も勘案の上、売却を検討していく。また、関係会社においても、土地・建物は業務に支障を来さない範囲で売却し、不使用資産の処分に取り組んできている」とのことである。
- 四国電力は「電力の小売部分自由化が始まった平成12年度以降23年度までの12カ年で、事業所の統廃合やそれに伴う社宅・寮の廃止により不要となった土地等の資産、約290件、約14万㎡、約40億円を売却した。今後の取り組みとしては、当社が保有する電気事業の運営に直接係わらない資産の数は限られていること、四国域内の地価も大都市圏と比較して低調に推移していることなどから、資産売却による大幅な収益を期待することは困難であるが、引き続き、事業所や社宅の廃止など、設備の廃止により不使用となる資産について積極的に売却を推進し、今後3カ年において、約7.4億円を売却する予定である」とのことである。
- なお、電気料金については電気事業に要する費用を積み上げて総原価を算定するものであり、電気事業資産以外の資産については、原価と直接的な関係はないが、査定方針案においては、「更に、子会社・関係会社に対しても、本社並の経営合理化を求めため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ、本社と同様に東北電力は10%、四国電力は10.5%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する」としている。

(査定方針案該当箇所：P7)

㉑ 電力会社本体が行う附帯事業について、電力事業に負担となるような事業については、必要な見直しが行われているか。

- 東北電力は「当社は、燃料調達、エネルギーに関するノウハウ等、有形無形の経営資源を有効活用することで、附帯事業は営業利益を計上している。(平成22年度で4億円、平成23年度で4億円、平成24年度で6億円)」とのことである。
- 四国電力は「既存の設備や燃料調達、エネルギーに関するノウハウ等、有形無形の経営資源を有効活用することで効率的な附帯事業運営を行い、黒字を確保している(平成22年度で10億円、平成23年度で1億円、平成24年度で6億円)。なお、各事業の運営状況を精査し、適宜事業の見直しを行っている」とのことである。

- なお、電力会社が行う附帯事業に係る費用は、電気事業と適正に区分することが電気事業会計規則で定められており、附帯事業に直接関係するものはもとより、電気事業と共通する費用や設備についてもそれぞれの使用割合により区分し、電気料金原価から控除している。資産については、電気事業に必要かつ有効なものであるかについて、特別監査において確認を行うこととなっており、附帯事業に係る資産については電気事業資産の対象外と整理される。

[電灯需要の伸び予測、最大電力量想定及び節電予測について]

㊸ 次のような観点も踏まえて、最大電力量の根拠として、特に節電を行うことによる影響をどのように見込んでいるのかについて、明確かつ合理的に説明されているか。

(1) 需給逼迫への対策として行われた節電要請の継続や他の代替エネルギー自給の流れ、値上げによる負担増回避のための節電等が需要の伸びに与える影響。

- 東北電力は「節電影響については、無理のない範囲での節電が今後も継続するものと見込み、アンケート調査結果などを踏まえてその定着量を想定している。他の代替エネルギー自給の流れについては、過去の最大電力実績に包含されており、先行きの想定についても、過去の実績傾向並みに最大電力の低減という形で織込まれている。また、電気料金値上げと電力需要の関係については、今後の需要動向を踏まえてその影響把握に努め、将来の需要想定に活かしていきたい」としている。
- 四国電力は「節電影響については、無理なくご継続いただけるものをアンケート等によって確認し、定着すると想定している。他の代替エネルギー自給の流れについては、過去の最大電力実績の中に含まれており、先行きの想定においても、過去の実績傾向並みに、最大電力の低減という形で織り込まれていると考えている」とのことであり、「需要抑制の深掘りに伴う短期的な料金への影響について、一定の仮定をおいて試算した結果、規制部門の料金はわずかに上昇する」としている。

(2) 節電予測について、電力会社が行ったアンケート結果の評価。

- 東北電力は「節電の継続率に係るアンケート調査結果について、第22回電気料金審査専門委員会の資料において明らかにしている。その結果は、他の電力会社が行った調査結果との間に大きな差は見られず、妥当性を有していると考えている」とのことである。
- 四国電力は「節電の継続率に係るアンケートについては、政府でも同様のアンケートが実施されているところ、継続率が高い政府アンケートの結果を採用した」とのことである。

<節電の継続率：アンケート結果>

	東北電力	四国電力	参 考					
			最近の例		政 府 (※)			
			関西電力	九州電力	北海道電力	関西電力	四国電力	九州電力
大 口	66%	50%	52%	58%	57%	55%	68%	60%
小 口	66%	60%	66%	68%	69%	68%	74%	78%
家 庭	68%	70%	81%	78%	70%	71%	76%	78%

※ 第8回需給検証委員会（平成24年10月19日開催）資料3-1抜粋（対象は上記4社）

(3) 定着する節電量の想定。(一定量とするか、一定率とするか。)

- 東北電力は「昨秋の需給検証委員会において議論された節電定着の考え方にに基づき、アンケート調査結果を踏まえ、平成25年度以降も一定量で節電が継続するものと想定している(平成24年度夏季の節電実績80万kWのうち、50万kWが継続すると想定)」とのことである。
- 四国電力は「昨秋の需給検証委員会において、節電影響は、今後、お客さまのアンケートに基づく継続率で「定着する」という考え方が検証されており、上記のアンケート結果を踏まえ、平成25年度以降も一定率で継続するものと想定している(平成24年度夏季の節電実績44万kWのうち30万kW)」とのことである。

③4 供給予備力はどのような根拠で算出されるのか明らかにされているか。また、仮に、予備力を上回る電気供給を行わなければならない場合、その対応はどのようなものか明らかにされているか。

- 東北電力は「供給予備率とは、需要に対する必要な供給余力を示す指標であり、その考え方は、気象条件などによる需要変動、電源の計画外停止や降雨等に伴う水力発電の出力変化といった計画策定時点では予測し得ない事態が発生しても、供給力が不足することがないようにするものであり、今回の計画では、最大3日平均電力需要に対し少なくとも8%程度の予備率確保を目標に策定している。一方、平成25年4月に今夏の全国的な需給状況検証するために、国が設置した需給検証小委員会において、瞬間的な電力の需要変動に対応するためには、最低でも3%の予備率を確保することが必要とされており、仮に平成22年並の猛暑が発生した場合の需要に対しても、3%以上の予備率を確保している。また、仮に電力需要が供給力を上回るおそれがある場合には、市場からの電力調達、追加の融通受電などの対策を講じるほか、これらの対策に係わらず需給がひっ迫するおそれがある場合は、お客さまに緊急節電の要請をするなど、実需給の直前まで需給両面の対策に取り組んで参りたい」としている。
- 四国電力は「電力の安定供給を維持するためには、電源のトラブル停止、渇水による水力供給力の低下、気温上昇による電力需要の急増などの需給変動リスクが発生した場合でも、供給力不足とならないように、電力需要に対し、一定の余裕(=供給予備率)を確保しておく必要がある。需給変動に対応するために必要な供給予備率は、過去の電源のトラブル停止実績や需要変動実績等にもとづく統計的手法によれば、少なくとも8%程度の予備率が必要。今回計画においては、これまで原子力発電所の停止によって高稼働となっている老朽火力発電所の設備状況を考慮するとともに、年間で最も電力需要が大きく気温の影響による需要変動リスクが大きい夏季の電力供給に万全を期すため、夏季はなるべく電源の停止作業を避けるよう計画している。また、仮に、電力需要が供給力を上回るおそれがある場合には、補修作業の延期、追加の融通受電、市場からの電力調達、お客様への緊急節電の要請など、需給両面の対策を実需給の直前まで取り組む」としている。

- 査定方針案においては、「四国電力の供給予備率が需給運用上求められる供給予備率を上回っていることが確認されたが、原子力発電所の再稼働の見通しが申請時点の仮定に基づくものであることから、安定供給の責任を担う電力会社として高めの供給予備率を持っていても、直ちに問題であるとは言えない。むしろ、十分な供給予備力を前提とした場合、他の電力会社等に継続的に販売することは困難であっても、卸電力取引所取引を最大限活用することは可能と考えられることから、販売電力料において、電力システム改革専門委員会で表明した自主的取り組みの内容を踏まえた料金原価の低減努力が織り込まれているかを確認すべきである」としている。

(査定方針案該当箇所：P62)

### [適切な審査等]

③⑤ 消費者への情報提供の内容に関し、消費者等からの意見を踏まえた継続的な改善をしているか。

- 電気料金の認可プロセスについては、平成24年3月にとりまとめた「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書や、消費者委員会・消費者庁の提言内容を踏まえ、料金審査プロセスを改善するとともに、その後の経験も踏まえて見直しを行っている。
- 現在、電気料金審査専門委員会の委員には、消費者問題の専門家にご参加いただくとともに、電気料金審査専門委員会の審議についてはインターネット中継を行っている。また、電気事業法上、開催が求められている公聴会については、約2ヶ月の募集期間を設けるとともに、消費者団体等を通じ1,025団体に周知の依頼を行った結果、公聴会における意見陳述人は、仙台会場が27名、高松会場が13名であった。また、公聴会には、電気料金審査専門委員会の委員も2日間累計で延べ10名ご参加いただいた。
- なお、電気料金の適正性について国民の皆様のご理解を得るためには、徹底した情報公開を含め、透明性の高いプロセスが重要。引き続き、消費者庁・消費者委員会の意見も聴きながら、継続的な改善に努めてまいりたい。

③⑥ 公聴会終了後の審査プロセスにおいても、一層の情報公開を行うことにしているか。例えば、査定方針案の公表を計画しているか。

- 電気料金審査専門委員会及び電気料金審査専門小委員会においては、全て公開の下で御審議いただいた。7月24日に開催された第3回においては、審査専門小委員会の査定方針案が提示・公表されたところ、最終的な査定方針についても公表することを予定している。

③⑦ (料金改定が認可される場合) 改定された料金の実施時期は、改定に関する消費者の理解の浸透状況を踏まえたものとなっているか。

- 新料金の実施時期についても査定対象であるが、電気料金の値上げについては、消費者庁に協議することが求められているところ、当該プロセスの中で判断することとしたい。

### [今後、中長期的に取り組むべき事項]

③⑧ 消費者が電気料金を理解するに当たって、電力事業、核燃料サイクル政策を含めたエネルギー政策の今後の在り方は消費者の重要な関心事項であり、十分な説明と情報提供をすることになっているか。

- 今後のエネルギー政策については、いかなる事態においても国民生活や経済活動に支障がないようエネルギー需給の安定に万全を期すことが大前提。原子力の位置づけを含めたエネルギー政策全般については、現在、総合エネルギー調査会基本政策分科会においてエネルギー基本計画の議論がなされており、年内を目処にとりまとめる予定。エネルギー政策の議論に当たっては、情報公開に努めると共に、国民の皆様の意見を幅広く集められるように工夫していきたい。